

「交流・対話」の機会の創出及びコーディネート機能構築支援業務 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

「交流・対話」の機会の創出及びコーディネート機能構築支援業務

2 業務の目的

本市では、概ね2030年頃を見据えたまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースmartシティ』」の実現を目指しているところである。

スーパースmartシティの実現に当たっては、行政や市民、企業、団体など、本市まちづくりの主体が「交流・対話」を行いながら、地域課題の解決や新たな価値の創造などに取り組み、より良い未来に向けた「共創のまちづくり」を推進していくことが必要不可欠である。

このことから、令和6年度に市民の機運醸成や既存コミュニティの連携強化を図るため、「共創7Days」*¹などのイベントを実施するとともに、「宇都宮市第3期SDGs未来都市計画」*²のリーディングプロジェクトとして、あらゆる主体の「交流・対話の場」（仮称：共創センター）*³の設置を計上したところである。

今年度実施する当業務は、「共創のまちづくり」の更なる推進に向け、既存コミュニティで実施しているイベント等と連携した交流会等を開催し、コミュニティ同士の更なる交流の活性化や連携強化を図るとともに、あらゆる主体のネットワーク拡大を目指す「（仮称）共創センター」の円滑な始動・運営に向けた「コーディネート機能」の提案・実施検証を行うものである。

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月27日までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務主任担当者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の執行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守すること。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、個人情報の取扱いに関して、関係法令・条例・情報セキュリティポリシーに基づき適正な管理を講じること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはな

らない。また、契約終了後も同様とする。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ①業務着手届 ②業務工程表 ③業務主任担当者届及び履歴書
- ④業務実施計画書 ⑤課税事業者届出書

(2) 業務完了時

- ①業務完了届 ②成果品納品書 ③成果品

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

12 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書
- (2) その他関係資料
- (3) 電子成果品一式

※ 業務内で収集・作成したオリジナルデータ（Word, Excel, PowerPoint 等）も含めて提出すること。

13 権利の帰属

本業務にかかる成果物の著作権等の権利は、全て委託者に帰属するものとする。

14 打合せ

打合せは、業務着手前、中間時、業務完了時及び随時に必要に応じて行うものとする。

なお、業務主任担当者は、業務着手時及び主要な打合せには出席するものとする。

15 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。業務内容に不備等が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

16 その他

- (1) 受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- (2) 本市は、業務の進捗状況等の確認のため、随時、受託者から報告を聞くことができる。

- (3) スタッフなどの人員体制及び社内のバックアップ体制等，本業務を履行できるような体制をとること。
- (4) 各種資料や報告書等の作成に当たっては，MicrosoftWord2019，MicrosoftExcel2019, MicrosoftPowerPoint2019 あるいはこれらと互換性のあるものを使用すること。
- (5) 各種資料や報告書等の作成に当たっては，原則として，古紙混入率 100%，白色度 70%以下の再生紙を使用すること。

第3章 特記仕様

1 基本事項

本業務は、本市における「共創のまちづくり」を推進するものであり、「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」の内容を熟知するとともに、市内外のオープンイノベーション等の共創に資する活動について十分に把握すること。

2 業務内容

(1) 「交流・対話」の機会の創出

- ・ 既存コミュニティ同士の連携強化及び、あらゆる主体のネットワークの拡大を図るため、既存コミュニティや様々なまちづくりの主体が実施しているイベント等と連携した交流会やセミナー等を企画・運営すること。
 - ・ イベントの開催にあたっては、下記の本市が抱える喫緊の地域課題の解決につながるテーマを選定すること。
 - ①「女性活躍の推進」
 - ②「スポーツのまちづくりの推進」
 - ③「本市周辺に集積する R&D 企業・人材の活用」
 - ④「子どもの想像力育成」
 - ・ 当業務の実施内容・実績について積極的な情報発信を行うこと。
- ※ 既存コミュニティ同士の連携強化の手法について、連携強化を狙うコミュニティ名及び既存イベント等を明確にしたうえで、「交流・対話」の機会の創出に係る具体的な提案を行うこと。

【連携強化を狙うコミュニティやステークホルダーの例】*⁴

- ・ SDGs 人づくりプラットフォーム
- ・ 宇都宮スポーツオープンイノベーションプラットフォーム
- ・ 宇都宮イノベーションコンソーシアム
- ・ 宇都宮ベンチャーズ
- ・ うつのみや未来創造プロジェクト
- ・ 包括連携協定締結事業者
- ・ 市内大学
- ・ NPO 法人 等

【提案するイベント等の要件】

- ・ 開催数：4回以上（月1回程度を想定）
- ※ 少なくとも1回以上、上記地域課題①～④の中からテーマを設定し、

イベントの企画・運営について具体的に提案すること。（複数のテーマを組み合わせることも可）

※ そのほかのテーマの設定にあたっては、本市と受託者の協議により決定するものとする。

例① 1回目：女性活躍の推進，2回目：女性活躍の推進
3～4回目：フリー

例② 1回目：R&D人材の活用，子どもの想像力育成，2回目：スポーツ
3回目：女性活躍の推進，4回目：フリー

- ・ 規 模：1回あたり30人程度の参加を想定
- ・ 時 間：1回あたり3時間程度
- ・ 会 場：中心市街地での開催

(2) 「(仮称)共創センター」の円滑な始動・運営に向けた「コーディネート機能」の整理

- ・ 令和6年度に実施したイベント（「共創7Days」）で得られたコーディネート機能に関するアンケート結果や先進事例から分析し，(1)を企画・運営すること。
- ・ (1)を踏まえて，あらゆる主体の「交流・対話の場」となる「(仮称)共創センター」の円滑な始動・運営に係る「コーディネート機能」や，地元コーディネーターの発掘・育成の手法について，提案すること。

【アンケート結果】（回答件数：94件）複数回答可

○ コーディネーターにどのような役割を期待するか。（主な意見）

- ・ 対話を通してアイデアの深掘りや，論点・思考の整理をしてくれること（59.6%）
- ・ アイデアの具体化に必要な資源を提供してくれること（53.2%）
- ・ 共創に必要なパートナーを紹介してくれること（50.0%）

3 その他

- (1) 本市は，業務の進捗状況等の確認のため，随時，受託者から報告を聞くことができる。
- (2) スタッフなどの人員体制及び社内のバックアップ体制等，本業務を履行できるような体制をとること。
- (3) *¹，*²，*³，*⁴については，「別紙 参考資料」を確認すること。